

尾張旭市監査公表第7号

平成30年1月30日付け尾張旭市監査公表第2号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

市民生活部環境課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収業務委託契約書に添付の業務取扱要領において、支払遅延利息の率が年3.1%になっているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息の率は平成29年4月1日から年2.7%に改正されている。	指摘事項については、以降の事務において全て改めます。